⑸　「標準地の利用の現況」欄には、当該標準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはＦを、地下階層にはＢを付してある。）を表示している。ただし、価格判定の基準日に新しい建物が建築中の場合は「建築中」、建物が解体中の場合は「取壊中」とし、また、建物が撤去されている場合（仮設建物が存している場合等を含む。）には、「空地」と表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造　……　ＳＲＣ
鉄筋コンクリート造　……　ＲＣ
鉄骨造　……　Ｓ
軽量鉄骨造　……　ＬＳ
ブロック造　……　Ｂ
木造　……　Ｗ

⑹　「標準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の状況を「方位」、「幅員」、「舗装の状況」、「道路の種類」及び「その他の接面道路の状況」の順に表示してある。なお、道路の種類は次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、「未舗装」と特に表示しない限り舗装済みである。

①　道路法の道路は「国道」、「都道府県道」、「市町村道」等
②　土地区画整理事業施行地区内の道路（①、③を除く。）　は、「区画街路」
③　私人が管理する道路で、いわゆる私道と称されているものは、「私道」
④　その他の道路は、「道路」

⑺　「標準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

①　水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合は、「水道」と表示した。
②　ガス事業法によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によって、ガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。
③　標準地が下水道法に基づく処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

⑻　「標準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び標準地から鉄道駅（地下駅の場合には地表への出入口）までの道路距離を表示し、50m未満の場合は、「近接」又は「接面」と表示した。

⑼　「標準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄においては、次により表示した。

①　用途地域等は次の略号で表示した。なお、市街化区域は特には表示していない。

第一種低層住居専用地域　……　１低専
第二種低層住居専用地域　……　２低専
第一種中高層住居専用地域　……　１中専
第二種中高層住居専用地域　……　２中専
第一種住居地域　……　１住居
第二種住居地域　……　２住居
準住居地域　……　準住居
近隣商業地域　……　近　商
商業地域　……　商　業
準工業地域　……　準　工
工業地域　……　工　業
工業専用地域　……　工　専
防火地域　……　防　火
準防火地域　……　準　防
市街化調整区域　……　調　区
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域　…　㊎
準都市計画区域　……　準都計
都市計画区域外　……　都計外
地域森林計画対象区域　……　地森計
国立公園第二種特別地域　……　国立公（２種）
国立公園第三種特別地域　……　国立公（３種）
国立公園（普通）地域　……　国立公（普通）
国定公園第二種特別地域　……　国定公（２種）
国定公園第三種特別地域　……　国定公（３種）
国定公園（普通）地域　……　国定公（普通）

②　用途地域及び都市計画区域内で用途地域の指定のない区域（市街化調整区域内の現況林地を除く。）については、（　）内の左側に指定建ぺい率、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。なお、指定容積率を上回る容積率を使用することを前提に価格を決定した標準地は、指定容積率の次に★を表示した。

⑽　表示は、標準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（平成30年１月１日）の状況により行った。

⑾　※印は、都道府県地価調査の基準地と同一地点となっている標準地である。

標準地の鑑定評価において採用した資料及び標準地についての土地の客観的価値に作用する諸要因は、この公示の日から３年間、国土交通省に備えて一般の閲覧に供する。